第62号議案

長岡京市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

長岡京市職員の退職手当に関する条例(昭和50年長岡京市条例第2号)の 一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年8月29日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

(提案理由)

雇用保険法等の一部を改正する法律(令和4年法律第12号)の施行に伴う国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)の改正に準じた変更等を行うため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

長岡京市職員の退職手当に関する条例(昭和50年長岡京市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後

(整理退職等の場合の退職手当の基本 額)

第5条 【略】

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(回項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(退職手当の調整額)

第7条の4 退職した者に対する退職手当 の調整額は、その者の基礎在職期間(第 5条の2第2項に規定する基礎在職期間 をいう。以下同じ。) の初日の属する月 からその者の基礎在職期間の末日の属す る月までの各月(地方公務員法第27条 及び第28条の規定による休職(公務上 の傷病による休職、通勤による傷病によ る休職及び職員を地方住宅供給公社法 (昭和40年法律第124号) に規定す る地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭 和45年法律第82号)に規定する地方 道路公社若しくは公有地の拡大の推進に 関する法律(昭和47年法律第66号) に規定する土地開発公社(以下「地方公 社」という。) 又は国家公務員退職手当 法施行令(昭和28年政令第215号。 以下「施行令」という。) 第6条に規定 する法人(退職手当(これに相当する給 与を含む。) に関する規程において、職 員が地方公社又はその法人の業務に従事 するために休職され、引き続いて地方公 社又はその法人に使用される者となった 場合におけるその者の在職期間の計算に

改正前

(整理退職等の場合の退職手当の基本 額)

第5条 【略】

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(退職手当の調整額)

第7条の4 退職した者に対する退職手当 の調整額は、その者の基礎在職期間(第 5条の2第2項に規定する基礎在職期間 をいう。以下同じ。) の初日の属する月 からその者の基礎在職期間の末日の属す る月までの各月(地方公務員法第27条 及び第28条の規定による休職(公務上 の傷病による休職、通勤による傷病によ る休職及び職員を地方住宅供給公社法 (昭和40年法律第124号) に規定す る地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭 和45年法律第82号)に規定する地方 道路公社若しくは公有地の拡大の推進に 関する法律(昭和47年法律第66号) に規定する土地開発公社(以下「地方公 社」という。) 又は国家公務員退職手当 法施行令(昭和28年政令第215号。 以下「施行令」という。)第6条に規定 する法人(退職手当(これに相当する給 与を含む。)に関する規程において、職 員が地方公社又はその法人の業務に従事 するために休職され、引き続いて地方公 社又はその法人に使用される者となった 場合におけるその者の在職期間の計算に

ついては、地方公社又はその法人に使用 される者としての在職期間はなかつたも のとすることと定めているものに限る。 以下「休職指定法人」という。)の業務 に従事させるための休職を除く。)、地 方公務員法第29条の規定による停職そ の他これらに準ずる事由により現実に職 務に従事することを要しない期間のある 月(現実に職務に従事することを要する 日のあつた月を除く。第8条第4項にお いて「休職月等」という。) のうち市長 が別に定めるものを除く。) ごとに当該 各月にその者が属していた次の各号に掲 げる職員の区分に応じて当該各号に定め る額(以下この項及び第5項において「調 整月額」という。)のうちその額が最も 多いものから順次その順位を付し、その 第1順位から第60順位までの調整月額 (当該各月の月数が60月に満たない場 合には、当該各月の調整月額)を合計し た額とする。

(1)~(6) 【略】

2~5 【略】

(失業者の退職手当)

第13条 【略】

ついては、地方公社又はその法人に使用 される者としての在職期間はなかつたも のとすることと定めているものに限る。 以下「休職指定法人」という。)の業務 に従事させるための休職を除く。)、地 方公務員法第29条の規定による停職そ の他これらに準ずる事由により現実に職 務に従事することを要しない期間のある 月(現実に職務に従事することを要する 日のあつた月を除く。以下「休職月等」 という。) のうち市長が別に定めるもの を除く。) ごとに当該各月にその者が属 していた次の各号に掲げる職員の区分に 応じて当該各号に定める額(以下「調整 月額」という。)のうちその額が最も多 いものから順次その順位を付し、その第 1順位から第60順位までの調整月額 (当該各月の月数が60月に満たない場 合には、当該各月の調整月額)を合計し た額とする。

(1)~(6) 【略】

2~5 【略】

(失業者の退職手当)

第13条 【略】

2 前項の基準勤続期間とは、職員として、 の勤続期間をいう。この場合において、 当該勤続期間に係る職員となつた日前に係る職員となった日で、 職員又は職員以外の者で職員についたのでである。 が1を与えられた日を含む。)が18日 以上ある月が1年以上あるもの(不を開いた日が1年以上ある日がである。)が1年以上あるもので雇用が 業務に4箇月以内の期間を定めて間とれては、 本のでは、対していた者にあっては、引きのででは、 が1を与えられた日を含む。)が18日 は体暇を与えられた日を含む。)が18日 以上ある月が1年以上あるもので雇用されての期間を定めては、 なれ、 ないこととが18日 は体である日が1年以上あるものが18日 といいた者にあっては、 が18日 が のに限る。)であつた者(以下この項に おいて「職員等」という。)であつたこ とがあるものについては、当該職員等で あつた期間を含むものとし、当該勤続期 間又は当該職員等であつた期間に次の各 号に掲げる期間が含まれているときは、 当該各号に掲げる期間に該当するすべて の期間を除く。

(1) · (2) 【略】

3 【略】

4 第1項及び前項の規定による退職手当 の支給に係る退職が定年に達したことそ の他の規則で定める理由によるものであ る職員が当該退職後一定の期間求職の申 込みをしないことを希望する場合におい て、市長にその旨を申し出たときは、第 1 項中「当該各号に定める期間」とある のは「当該各号に定める期間と、求職の 申込みをしないことを希望する一定の期 間(1年を限度とする。)に相当する期 間を合算した期間(当該求職の申込みを しないことを希望する一定の期間内に求 職の申込みをしたときは、当該各号に定 める期間に当該退職の日の翌日から当該 求職の申込みをした日の前日までの期間 に相当する期間を加算した期間)」と、 「当該期間内」とあるのは「当該合算し た期間内」と、前項中「支給期間」とあ るのは「第4項において読み替えられた 第1項に規定する支給期間」とし、当該 退職の日後に事業(その実施期間が30 日未満のものその他市長が別に定めるも のを除く。) を開始した職員その他これ <u>に準ずるものとして市長が別に定める職</u> 員が市長が<u>別に定めるところにより、市</u> 長にその旨を申し出たときは、当該事業 の実施期間(当該実施期間の日数が4年 から第1項及びこの項の規定により算定 される期間の日数を除いた日数を超える

のに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。

(1) (2) 【略】

3 【略】

第1項及び前項の規定による退職手当 4 の支給に係る退職が定年に達したことそ の他の規則で定める理由によるものであ る職員が、当該退職後一定の期間求職の 申込みをしないことを希望する場合にお いて、市長にその旨を申し出たときは、 第1項中「当該各号に定める期間」とあ るのは「当該各号に定める期間と、求職 の申込みをしないことを希望する一定の 期間(1年を限度とする。)に相当する 期間を合算した期間(当該求職の申込み をしないことを希望する一定の期間内に 求職の申込みをしたときは、当該各号に 定める期間に当該退職の日の翌日から当 該求職の申込みをした日の前日までの期 間に相当する期間を加算した期間)」と、 「当該期間内」とあるのは「当該合算し た期間内」と、前項中「支給期間」とあ るのは「第4項において読み替えられた 第1項に規定する支給期間」とする。

U۳

改正後

場合における当該超える日数を除く。) は、第1項及びこの項の規定による期間 に算入しない。

5~10 【略】

11 第1項、第3項及び第5項から前項 までに定めるもののほか、第1項又は第 3項の規定による退職手当の支給を受け ることができる者で次の各号の規定に該 当するものに対しては、それぞれ当該各 号に掲げる金額を退職手当として、雇用 保険法の規定による技能習得手当、寄転費 又は求職活動支援費の支給の条件に従い 支給する。

(1)~(4) 【略】

(5) 公共職業安定所、職業安定法<u>第4条</u> 第9項に規定する特定地方公共団体若 しくは同法第18条の2に規定する職 業紹介事業者の紹介した職業に就くた め、又は市長が雇用保険法の規定の例 により指示した同法第58条第1項 に規定する公共職業訓練等を受ける ため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に 相当する金額

(6) 【略】

12~17 【略】

(退職をした者の退職手当の返納)

第23条 退職をした者に対し当該退職に 係る一般の退職手当等の額が支払われた 後において、次の各号のいずれかに該当 するときは、当該退職に係る退職手当管 理機関は、当該退職をした者に対し、第 20条第1項に規定する事情のほか、当 該退職をした者の生計の状況を勘案し て、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の表 職をした者が当該一般の退職手当等の支 給を受けていなければ第13条第3項、

5~10 【略】

11 第1項、第3項及び第5項から前項 までに定めるもののほか、第1項又は第 3項の規定による退職手当の支給を受け ることができる者で次の各号の規定に該 当するものに対しては、それぞれ当該各 号に掲げる金額を退職手当として、雇用 保険法の規定による技能習得手当、寄宿 手当、傷病手当、就業促進手当、移転費 又は求職活動支援費の支給の条件に従い 支給する。

(1)~(4) 【略】

(5) 公共職業安定所、職業安定法<u>第4条</u> 第8項に規定する特定地方公共団体若 しくは同法第18条の2に規定する職 業紹介事業者の紹介した職業に就くた め、又は市長が雇用保険法の規定の例 により指示した同法第58条第1項 に規定する公共職業訓練等を受ける ため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に 相当する金額

(6) 【略】

12~17 【略】

(退職をした者の退職手当の返納)

第23条 退職をした者に対し当該退職に 係る一般の退職手当等の額が支払われた 後において、次の各号のいずれかに該当 するときは、当該退職に係る退職手当管 理機関は、当該退職をした者に対し、第 20条第1項に規定する事情のほか、当 該退職をした者の生計の状況を勘案し て、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支 給を受けていなければ第13条第3項、 第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第25条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第25条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1)~(3) 【略】

2~6 【略】

(退職手当受給者の相続人からの退職手 当相当額の納付)

第25条 退職をした者(死亡による退職 の場合には、その遺族) に対し当該退職 に係る一般の退職手当等の額が支払われ た後において、当該一般の退職手当等の 額の支払を受けた者(以下この条におい て「退職手当の受給者」という。) が当 該退職の日から6月以内に第23条第1 項又は前条第1項の規定による処分を受 けることなく死亡した場合(次項から第 5項までに規定する場合を除く。) にお いて、当該退職に係る退職手当管理機関 が、当該退職手当の受給者の相続人(包 括受遺者を含む。以下この項から第6項 までにおいて同じ。) に対し、当該退職 の日から6月以内に、当該退職をした者 が当該一般の退職手当等の額の算定の基 礎となる職員としての引き続いた在職期 間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為 をしたことを疑うに足りる相当な理由が ある旨の通知をしたときは、当該退職手 当管理機関は、当該通知が当該相続人に 到達した日から6月以内に限り、当該相 続人に対し、当該退職をした者が当該一 般の退職手当等の額の算定の基礎となる 職員としての引き続いた在職期間中に懲 戒免職等処分を受けるべき行為をしたと 第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第25条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額(次条及び第25条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1)~(3) 【略】

2~6 【略】

(退職手当受給者の相続人からの退職手 当相当額の納付)

第25条 退職をした者(死亡による退職 の場合には、その遺族) に対し当該退職 に係る一般の退職手当等の額が支払われ た後において、当該一般の退職手当等の 額の支払を受けた者(以下この条におい て「退職手当の受給者」という。) が当 該退職の日から6月以内に第23条第1 項又は前条第1項の規定による処分を受 けることなく死亡した場合(次項から第 5項までに規定する場合を除く。) にお いて、当該退職に係る退職手当管理機関 が、当該退職手当の受給者の相続人(包 括受遺者を含む。以下この条において同 じ。) に対し、当該退職の日から6月以 内に、当該退職をした者が当該一般の退 職手当等の額の算定の基礎となる職員と しての引き続いた在職期間中に懲戒免職 等処分を受けるべき行為をしたことを疑 うに足りる相当な理由がある旨の通知を したときは、当該退職手当管理機関は、 当該通知が当該相続人に到達した日から 6月以内に限り、当該相続人に対し、当 該退職をした者が当該一般の退職手当等 の額の算定の基礎となる職員としての引 き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を 受けるべき行為をしたと認められること

認められることを理由として、当該一般 の退職手当等の額(当該退職をした者が 失業手当受給可能者であつた場合<u>には</u>、 失業者退職手当額を除く。)の全部又は 一部に相当する額の納付を命ずる処分を 行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6月以内に第23条第5項又は前条第3 項において準用する行政手続条例第15 条第1項の規定による通知を受けた場合 において、第23条第1項又は前条第1 項の規定による処分を受けることなく死 亡したとき (次項から第5項までに規定 する場合を除く。)は、当該退職に係る 退職手当管理機関は、当該退職手当の受 給者の死亡の日から6月以内に限り、当 該退職手当の受給者の相続人に対し、当 該退職をした者が当該退職に係る一般の 退職手当等の額の算定の基礎となる職員 としての引き続いた在職期間中に懲戒免 職等処分を受けるべき行為をしたと認め られることを理由として、当該一般の退 職手当等の額(当該退職をした者が失業 手当受給可能者であつた場合には、失業 者退職手当額を除く。)の全部又は一部 に相当する額の納付を命ずる処分を行う ことができる。
- 3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下 この項から第5項までにおいて同じ。) が、当該退職の日から6月以内に基礎在 職期間中の行為に係る刑事事件に関し起 訴をされた場合(第21条第1項第1号 に該当する場合を含む。次項において、当該刑事事件につき となく、かつ、第23条 第1項の規定による処分を受けることな く死亡したときは、当該退職に係る退職 く死亡したときは、当該退職手当の受給者 の死亡の日から6月以内に限り、当該退

- を理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6月以内に第23条第5項又は前条第3 項において準用する行政手続条例第15 条第1項の規定による通知を受けた場合 において、第23条第1項又は前条第1 項の規定による処分を受けることなく死 亡したとき (次項から第5項までに規定 する場合を除く。) は、当該退職に係る 退職手当管理機関は、当該退職手当の受 給者の死亡の日から6月以内に限り、当 該退職手当の受給者の相続人に対し、当 該退職をした者が当該退職に係る一般の 退職手当等の額の算定の基礎となる職員 としての引き続いた在職期間中に懲戒免 職等処分を受けるべき行為をしたと認め られることを理由として、当該一般の退 職手当等の額(当該退職をした者が失業 手当受給可能者であつた場合にあつて は、失業者退職手当額を除く。)の全部 又は一部に相当する額の納付を命ずる処 分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下 この項から第5項までにおいて同じ。) が、当該退職の日から6月以内に基礎在 職期間中の行為に係る刑事事件に関し起 訴をされた場合(第21条第1項第1号 に該当する場合を含む。次項において、当該刑事事件につき判 決が確定することなく、かつ、第23条 第1項の規定による処分を受けることな く死亡したときは、当該退職手当の受給者 の死亡の日から6月以内に限り、当該退

職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職 手当等の額の算定の基礎となる職員とした。 を受けるがき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職を当額を除く。)の全部又は一部との納付を命ずる処分を行うことができる。

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日か ら6月以内に基礎在職期間中の行為に係 る刑事事件に関し起訴をされた場合にお いて、当該刑事事件に関し禁こ以上の刑 に処せられた後において第23条第1項 の規定による処分を受けることなく死亡 したときは、当該退職に係る退職手当管 理機関は、当該退職手当の受給者の死亡 の日から6月以内に限り、当該退職手当 の受給者の相続人に対し、当該退職をし た者が当該刑事事件に関し禁こ以上の刑 に処せられたことを理由として、当該一 般の退職手当等の額(当該退職をした者 が失業手当受給可能者であつた場合に は、失業者退職手当額を除く。)の全部 又は一部に相当する額の納付を命ずる処 分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第23条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該

- 職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職 手当等の額の算定の基礎となる職員とし ての引き続いた在職期間中に懲戒免職等 処分を受けるべき行為をしたと認められ ることを理由として、当該一般の退職手 当等の額(当該退職をした者が失業手当 受給可能者であつた場合にあつては、失 業者退職手当額を除く。)の全部又は一 部に相当する額の納付を命ずる処分を行 うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日か ら6月以内に基礎在職期間中の行為に係 る刑事事件に関し起訴をされた場合にお いて、当該刑事事件に関し禁こ以上の刑 に処せられた後において第23条第1項 の規定による処分を受けることなく死亡 したときは、当該退職に係る退職手当管 理機関は、当該退職手当の受給者の死亡 の日から6月以内に限り、当該退職手当 の受給者の相続人に対し、当該退職をし た者が当該刑事事件に関し禁こ以上の刑 に処せられたことを理由として、当該一 般の退職手当等の額(当該退職をした者 が失業手当受給可能者であつた場合にあ つては、失業者退職手当額を除く。)の 全部又は一部に相当する額の納付を命ず る処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第23条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該

行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6~8 【略】

附 則

(失業者の退職手当に関する暫定措置)

第11条 令和7年3月31日以前に退職 した職員に対する第13条第10項の規 定の適用については、同項中「第28条 まで」とあるのは「第28条まで及び附 則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用 保険法第22条第2項に規定する厚生労 働省令で定める理由により就職が困難な 者であつて、同法第24条の2第1項第 2号に掲げる者に相当する者として市長 が別に定める者に該当し、かつ、市長が 同項に規定する指導基準に照らして再就 職を促進するために必要な職業安定法第 4条第4項に規定する職業指導を行う ことが適当であると認めたもの」とある 「イ 雇用保険法第22条第2項に ウ 特定退職者であつて、雇用保 規定する厚生労働省令で定める理由によ 険法附則第5条第1項に規定する地域内 り就職が困難な者であつて、同法第24 に居住し、かつ、市長が同法第24条の 条の2第1項第2号に掲げる者に相当す 2第1項に規定する指導基準に照らして る者として市長が別に定める者に該当 再就職を促進するために必要な職業安定 し、かつ、市長が同項に規定する指導基 法第4条第4項に規定する職業指導を行 準に照らして再就職を促進するために必 うことが適当であると認めたもの(アに

行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6~8 【略】

附則

(失業者の退職手当に関する暫定措置)

第11条 平成34年3月31日以前に退 職した職員に対する第13条第10項の 規定の適用については、同項中「第28 条まで」とあるのは「第28条まで及び 附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇 用保険法第22条第2項に規定する厚生 労働省令で定める理由により就職が困難 な者であつて、同法第24条の2第1項 第2号に掲げる者に相当する者として市 長が別に定める者に該当し、かつ、市長 が同項に規定する指導基準に照らして再 就職を促進するために必要な職業安定法 第4条第4項に規定する職業指導を行う ことが適当であると認めたもの」とある 「イ 雇用保険法第22条第2項に のは ウ 特定退職者であつて、雇用保 規定する厚生労働省令で定める理由によ 険法附則第5条第1項に規定する地域内 り就職が困難な者であつて、同法第24 に居住し、かつ、市長が同法第24条の 条の2第1項第2号に掲げる者に相当す 2第1項に規定する指導基準に照らして る者として市長が別に定める者に該当 再就職を促進するために必要な職業安定 し、かつ、市長が同項に規定する指導基 法第4条第4項に規定する職業指導を行 準に照らして再就職を促進するために必 うことが適当であると認めたもの (アに

改正後	改正前
要な職業安定法第4条第4項に規定する 掲げる者を除く。) 職業指導を行うことが適当であると認め	要な職業安定法第4条第4項に規定する 掲げる者を除く。) 職業指導を行うことが適当であると認め
たもの とする。	たもの とする。 」

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条第11項の改正は、令和4年 10月1日から施行する。
- 2 改正後の長岡京市職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。) 附則第11 条の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

3 新条例第13条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員 その他これに準ずるものとして同項の市長が別に定める職員に該当するに至った者に ついて適用する。